

3-1 特殊肥料生産（輸入）の開始に関する届出について

山口県内で肥料の生産（輸入）を行うには、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年5月1日法律第127号。以下「法」という。）第22条の規定により事業を開始する1週間前までに知事への届出が必要です。

※生産する銘柄ごとに届出が必要です。

※混合特殊肥料は、別に記載していますので、そちらを参照ください。

1 提出書類

①特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書 2部(正副)

②届出者を確認する書類

【個人の場合】住民票の写し（県内居住者は不要）

※法人格を有していない任意の組合（〇〇生産組合等）は、
代表者個人での届出となります。

【法人の場合】「定款」及び「登記事項証明書」

} . . . 1部

③生産事業場及び保管施設を示す地図 1部

※地図に生産場所、保管場所の位置を記入（マーキング）したもの。

④生産する肥料の見本 500g程度

⑤生産工程の概要説明書 1部

※使用する原料、配合割合、製造期間等を記載した書類（フローチャート等）

⑥成分分析証明書 1部

※分析項目は品質表示が義務付けられる項目だけで可

⑦返送用封筒（要切手貼付け、要宛名記載） 1部

※返送書類は、1届出あたりA4用紙3～4枚程度

⑧連絡先 1部

※日中連絡が付き電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入したもの

注意 原料、生産方法等によっては、別途書類提出をお願いする場合があります。

例：生産設備を賃借して肥料を生産する場合は、「生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書」等の提出が必要

2 書類の保管

副本は、事業場に備え付けてください。

※複数の事業場を届け出た場合は、写しを各事業場に備え付けてください。

3 その他

- (1) 特殊肥料のうち「堆肥」及び「動物の排せつ物」、「混合特殊肥料」については品質表示が義務づけられています。（法第 22 条の 2、同法施行令第 9 条、特殊肥料の品質表示基準を定める件（平成 12 年 8 月 31 日農林水産省告示第 1163 号））
- (2) 法第 30 条第 1 項の規定により、肥料の品質の確保を図る上で必要と認めるときは、国や県による立入検査を行います。
- (3) 肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和 25 年 9 月 20 日山口県規則第 93 号の 2）第 5 条第 1 項の規定に基づき、毎年 8 月 31 日までに、その前年の 7 月 1 日からその年の 6 月 30 日までの間に購入、販売した当該肥料等の数量を報告する義務があります。
- (4) 代表者氏名、住所、生産工程等、届出事項に変更を生じたとき及び事業を廃止したときは、その日から 2 週間以内に届出が必要です（法第 23 条第 2 項）。

4 問い合わせ先

山口県庁 農林水産部 農業振興課 農業技術班
〒753-8501 山口市滝町 1 番 1 号
電話 (083) 933-3366
FAX (083) 933-3399

※申請書の下書きを事前に F A X 等で送付いただければ、記載内容を確認してお答えします。

記入例

輸入を行わない場合は、消してください

持参日又は
投函日を記入

特殊肥料生産業者~~(輸入業者)~~届出書

令和〇〇年〇月〇日

知事の氏名を
記入する。

山口県知事 〇〇 〇〇 様

法人の場合は登記簿謄(抄)本、個人の場合は
住民票のとおり記入します。

住所 山口県〇×市〇〇町△◆番地

法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記
入する。名称は省略しない。
個人の場合は、氏名のみを記入する
※〇〇商店・△△組合等、任意組織の名称等は
記入しない。

氏名 株式会社 〇〇牧場

代表取締役 山口 県太郎

下記により特殊肥料を生産~~(輸入)~~したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 22
条第 1 項の規定により届け出ます。

輸入を行わない場合は、消してください

記

1 氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社〇〇牧場
代表取締役 山口 県太郎

(2) 住所 山口県〇×市〇〇町△◆番地

正式名称(個人にあっては住民票、法
人にあっては登記簿の記載事項)を記
入する。
※任意組織の場合は、ここに組織名を
括弧書きで記載して下さい。
例: 〇〇太郎(〇〇商店)

2 肥料の種類

堆肥

「特殊肥料等を指定する件(昭和 25
年 6 月 20 日付け農林省告示第 177
号)」に基づく肥料の種類を記載す
る。

3 肥料の名称

〇〇牧場堆肥

4 生産する事業場の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社〇〇牧場

(2) 住所 山口県〇×市〇〇町△◆番地

複数ある場合は、列記又は別紙とし、
「生産事業場及び保管場所の一覧
表」を添付して下さい。

5 保管する施設の所在地

山口県〇×市〇〇町△◆番地